

事務所だより

第46号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

年金受給開始年齢が変更になります

男性は原則六十一歳に

昭和六十一年に年金制度が大きく変化し、原則として厚生年金保険に一年以上加入し、年金保険料を二十五年納付等した方は、六〇歳から年金を受給することになりました。(注)。

この場合は、六〇歳から受給したとしても減額されません。また、受給を遅らせたとしても増額されることもありません。

ところが、平成十二年に法改正がなされ、六〇歳の受給開始年齢を生年月日に応じて段階的に遅らせることになりました。

その結果、昭和二十八年四月二日から昭和三〇年四月一日に生まれた男性の年金受給開始年齢が六十一歳に引き上げられました。別図にまとめましたので参照してください。な

お、女性は昭和三十三年四月二日生まれから段階的に引き上げられます。

繰上げ受給は可能

昭和二十八年四月二日から昭和三〇年四月二日に生まれた男性の年金は、原則六十一歳から受給開始となることは、前述しました。それでは、六〇歳で定年退職せざるをえない方は、六十一歳まで待たなくてはならないのでしょうか。原則は六〇歳

からの受給ですが、希望すれば六〇歳から前倒しして受給(以後、繰上げ請求と記載します。)することができます。繰上げ請求をすると、六十一歳まで待つ方よりも先に“年金”という収入を得られるメリットがありますが、例

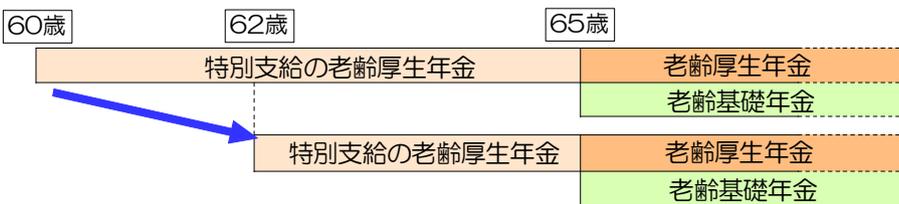
えは次のようなデメリットも生じます。
・六十一歳で受給する場合に比べて減額した年金額になります。
・減額が生涯続きます。
繰上げ請求を行なったときには、減額した年金額が六十

五歳以降も続きます。したがって、六十五歳以降の生活設計も視野に入れて判断してください。
(注) 六〇歳以降で厚生年金保険に加入し、給与や賞与の額によって受給額が〇円になる場合を除きます。

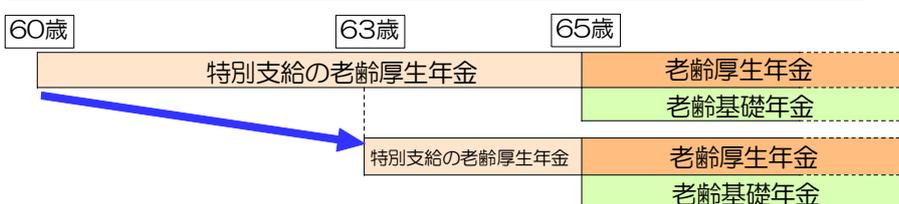
男性	昭和28年4月2日生まれから	昭和30年4月1日生まれまで
女性	昭和33年4月2日生まれから	昭和35年4月1日生まれまで



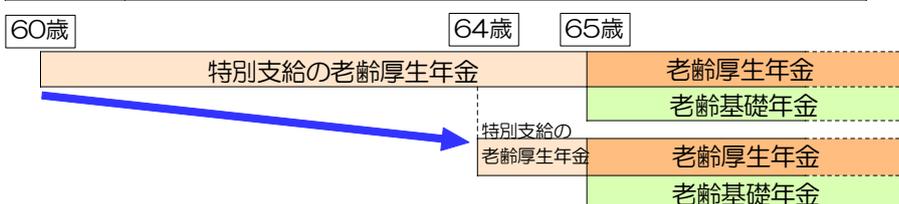
男性	昭和30年4月2日生まれから	昭和32年4月1日生まれまで
女性	昭和35年4月2日生まれから	昭和37年4月1日生まれまで



男性	昭和32年4月2日生まれから	昭和34年4月1日生まれまで
女性	昭和37年4月2日生まれから	昭和39年4月1日生まれまで



男性	昭和34年4月2日生まれから	昭和36年4月1日生まれまで
女性	昭和39年4月2日生まれから	昭和41年4月1日生まれまで



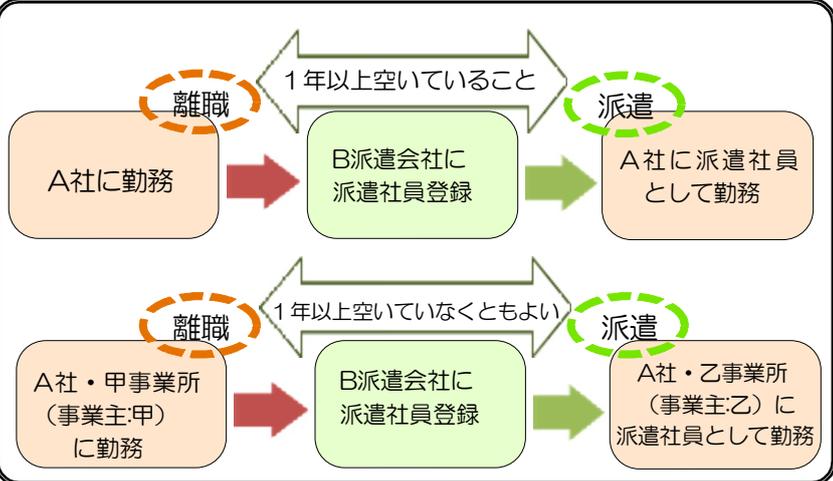
労働者派遣法が改正！ (その四)

派遣される労働者の保護と雇用の安定を図るために、平成二十四年十月一日から派遣元事業主、派遣先事業主それぞれに新たな事項が課されました。一〇月号から数回に分けて改正点をお伝えしていきます。

派遣元の追加事項・九項目

3 離職後一年以内の人を元の勤務先に派遣することを禁止

直接雇用すべき労働者を派遣労働者に置き換えて労働条件が切り下げられることがないように、派遣会社は離職後一年以内の人と労働契約を結び、元の勤務先に派遣することが禁止されました(元の勤務先が該当者を受け入れることも禁止)。ただし、六〇歳以上の定年退職者は禁止対象から除外されています。また、禁止の対象となる勤務先の範囲は事



7 派遣先の都合によって派遣契約を解除するときに講ずべき措置
派遣先の都合によって派遣契約を解除する場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当などの支払いに要する費用の負担などの措置をとることが、派遣先の義務となります。

また、派遣契約時には、これらの措置について明記しておかなければなりません。

三月の労務手続
「提出先・納付先」

- 一〇日(十一日期限)
- 〇雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)

Q 当社では、定年を60歳としています。現在、今年60歳を迎える社員が2人います。嘱託として定年退職後継続して再雇用しようと考えています。そこで、社会保険の手続きに必要なことを教えて下さい。社員のうち1人は、年金保険料の納付月数が少なく、年金を受給することができません。

嘱託再雇用者の社会保険

A 嘱託として再雇用した方についての社会保険被保険者資格の取扱いは、厚生労働省から平成22年6月10日付発出された通知で定められています。この通知では、『特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、退職後継続して再雇用される者については、使用関係が一旦中断したものとみなし、事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる取扱いとして差し支えない』としています。つまり、定年退職でなくても60歳以降に退職して再雇用する方であれば、社会保険の届出はできますが、保険料納付要件を満たしていないために60歳から受給を開始する年金が受給できない方については、60歳時点で嘱託として退職後継続して再雇用しても、社会保険の届出をすることができませんでした。ところが、平成25年4月より年金の受給開始年齢が段階的に引き上げられることから、「60歳以降に退職後継続して再雇用される方」であれば届出が可能となります。届出を行なうことによって、再雇用契約に伴う給与額変動に対する社会保険料も変動します。なお、健康保険証の回収と資格喪失届への添付を忘れないようにして下さい。

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408
TEL・FAX 075-571-8611
e-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

編集後記

以前から事務所の移転を検討していたのですが、今回移転先が決まり、準備ができました。引越しの見積もりに来ていただき、担当者から「書籍類が多いですね。」とのコメントが。単に日頃の整理整頓ができていないだけです。(ま)

- 「公共職業安定所」
- 〇労働保険一括有期事業開始届の提出(前月以降に一括有期事業を開始している場合)
- 「労働基準監督署」
- 三十一日(四月一日期限)
- 〇健保・厚年保険料の納付
- 「郵政局または銀行」
- 〇日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」
- 〇労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」